2022年度京都府産業廃棄物 3R 普及・啓発補助金交付申請書 ~冷媒フロン漏えい検知器導入支援事業~

令和 年 月 日

一般社団法人京都府産業廃棄物 3 R 支援センター 理事長 村尾 修 様

【申請者】

住 所 氏名又は名称 及び代表者職氏名

【担当者連絡先】

職・氏名

住 所

TEL

E-mail

2022年度京都府産業廃棄物 3R 普及・啓発補助金(冷媒フロン漏えい検知器導入支援事業)を申請したいので、別添のとおり計画書を提出します。

事業期間	令和	年	月~	令和	年	
事業費	令和 交付申記 補助対象	年度 請額 経費				円(千円未満切り捨て) 円(税抜き)
申請者名						

※添付書類

- ア 法人等の事業内容のわかるもの(会社パンフレット等)
- イ 直近2期分の決算報告書(財務諸表等)
- ウ 京都府税について滞納がないことの証明書(申請日から3箇月以内に発行されたもの)
- エ 設置しようとする冷媒フロン漏えい検知器の概要が分かる資料
- オ 冷媒フロン漏えい検知器を設置しようとする業務用冷凍冷蔵機器の点検記録簿

事業計画書

事業者の概要(申請者)

名称 又は 氏名		
所在地 又は 住所		
資本金	企業員数	
設立年	10000000000000000000000000000000000000	
過去3年間の事業活	動概要	

財務状況(法人の場合) ※決算報告書を添付してください。

		第	期				第	期			
		自		年	月	В	自		年	月	В
		至		年	月	日	至		年		日
売上高	(A)										
経常利益	(B)										
総資本	(C)										
自己資本	(D)										
流動資産	(E)										
流動負債	(F)										
総資本経常利益率 (B/C) ×100%											
売上高経常利益率 (B/A)×100%											
自己資本比率 (D/C) ×100%											
流動比率 (E/F) ×100%											

■資産に関する調書(個人の場合)

令和 年 月 日現在

1 資産の部

資産の種別	内 容	数量	価格・金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資	産 計		

2 負債の部 * 所得税確定申告書の写しを添付してください。

負債の種別	内 容	数量	価格・金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
預り金			
前受け金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負	責 計		

■ 事業計画説明書

*各項目は 筒条書きを基本 とし、必	要に応じ図表を用いて分かりやすく記載してください。
---------------------------	---------------------------

1. 目的

2. 実施方法(検知器の種類及び検知器を導入する冷凍冷蔵機器の種類及び所在地)

3. 事業遂行体制(事業を遂行するための組織体制、スケジュール、資金計画)

4. 他の補助制度等への関連プロジェクトの申請、実施状況

■ 事業年次計画

年間スケジュール					
	各事業の実施時期、事業費等を必要に応じ図表を用いて分かりやすく記載してください。 (記載方法は自由です。)				
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
備考					

■ 事業収支予算書

収支予算書

1 収入内訳

- 1777 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 1		
区 分	金額	備考(資金調達先等)
本補助金申請額	円	C×1/2以内の額(千円未満切捨) ただし、60万円が上限
自己資金	円	
借入金	円	
その他*1	円	
合 計 ^{※3}	A 円	

2 支出内訳

区分	予 算 額 (税込み)	補助対象経費 ^{※2} (税抜き)	備考
機器購入費	円	円	
設置工事費	円	円	
初期設定費	円	H	
合 計 ^{※3}	в 円	c 円	

注)

- ※1 他の公的補助金との併給はできません。
- ※2 消費税及び地方消費税は、対象経費となりません。
- ※3 収入合計Aと支出合計Bは同額であり、一致します。

誓約書

令和 年 月 日

一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター 理事長 村尾 修 様

下記の事項について、誓約します。

記

- 1. 私並びに京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号イに規定 する役員及び使用人又は同号ウに規定する使用人が同条同号に規定する暴力団員等に該 当しないこと。
- 2. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)を遵守し、冷媒フロン漏えい検知器が漏えいを検知したときには、直ちに冷媒フロンの漏えい対策のために冷凍冷蔵機器の修繕作業(機器のメンテナンス業者等に依頼して行う修繕作業を含む。)を行うこと。
- 3. 事業実施の翌年度以降3年間、冷媒フロン漏えい検知器の導入効果を把握するため、漏えい検知器を導入した冷凍冷蔵機器の消費電力量並びに漏えい検知器が漏えいを検知した場合に、2. の修繕作業において回収した冷媒フロンの量及び充填した冷媒フロンの量の提供に協力すること。

【申請者】

住 所

氏名又は名称

及び代表者職氏名